寒川町財務規則新旧対照表

現行	改正案
（過誤納金の還付＿＿＿＿）	（過誤納金の還付又は充当）
第56条　歳入徴収権者は、過納又は誤納となつた徴収金があるときは、支出の例によつて還付しなければならない。	第56条　歳入徴収権者は、過納又は誤納となつた徴収金があるときは、支出の例によつて還付しなければならない。ただし、その還付を受けるべき者に未納徴収金があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、これを当該未納徴収金に充当しなければならない。
2　前項の規定により還付＿＿＿＿するときは、過誤納金還付通知書（第52号様式）をもつて納入義務者に通知しなければならない。	2　前項の規定により還付又は充当するときは、還付充当通知書＿＿（第52号様式）をもつて納入義務者に通知しなければならない。
3　第1項の還付金は、過誤納金の属する年度の出納閉鎖前であるときは、当初受け入れた歳入科目から、過誤納金還付命令書により支出するものとし、出納閉鎖後であるときは、過誤納金還付通知書（第52号様式）の日付の属する年度の歳出予算から支出しなければならない。ただし、当該年度の個人の県民税還付金にあつては、現に収納している個人の県民税から還付しなければならない。	3　第1項の還付金は、過誤納金の属する年度の出納閉鎖前であるときは、当初受け入れた歳入科目から、過誤納金還付命令書により支出するものとし、出納閉鎖後であるときは、還付充当通知書＿＿（第52号様式）の日付の属する年度の歳出予算から支出しなければならない。ただし、当該年度の個人の県民税還付金にあつては、現に収納している個人の県民税から還付しなければならない。
第52号様式（第56条関係）	第52号様式（第56条関係）

年　月　日

住　所

氏　名　様

寒川町長

氏　名　㊞

※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。

還付通知書

あなたの納められた税（料）額が過誤納となりましたので下記のとおり、還付します。

お問合せ番号

納付（入）義務者	
還付理由	
年度	通知番号
科目	備考

明細合計　＋　加算金　－　還付合計額

期別	調定額			過誤収納日	納付済額			還付済額			還付未済額		
	税額	督手	延滞金		税額	督手	延滞金	税額	督手	延滞金	税額	督手	延滞金
								明細計					

単位：円

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。決定の取り消しを求める訴えは、裁決の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）、提起できることとされています。なお、処分の取り消しの訴えは、裁決の審査請求に対する裁決を経ずに（つまり、審査請求をしないで）、提起することができないこととされています。ただ、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急のお必要があるとき、③その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取り消しの訴えを提起することができます。

年　月　日

住　所

氏　名　様

神奈川県高座郡寒川町長

氏　名　㊞

還付充当通知書

あなたの納められた税（料）が過誤納となりましたので、下記のとおり還付、充当します。

納付（入）義務者氏名・名称	

過誤納番号	過誤納発生の理由	過誤納合計額	＋	還付加算金	－	充当合計額	＝	還付額

〈過誤納の詳細〉

科目	年度							通知書番号		
期別（月）	納付すべき額			納付済額				過誤納額		
	税（料）額	督手	延滞金	税（料）額	督手	延滞金		税（料）額	督手	延滞金

《充当先の詳細》

充当先 氏名・名称	

科目	通知書番号 年度	期別 (中間)	充当額 税(料)額	延滞金	充当後の未納額 税(料)額	延滞金